

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は、 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は、 求人者 とします。
求人への充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は、 求人者 とします。 着手金 150,000 円 活動1日当たり 30,000 円
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の(内定書や労働条件通知書に記載されている額) 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は、 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は、 関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

当社では、返戻金制度を導入しておりません。ただし、返戻金については、求人者との個別の取引条件の中で別途定める場合があります。